

すべての妊産婦・子育て世帯・子ども・若者へ 切れ目のない支援を提供します

4月に新設したこども未来課内に「こども家庭センター」を設置しました。
すべての妊産婦と子育て世帯、子ども、若者を一体的に支援し、あらゆる相談や困りごとに対応できるワンストップの相談窓口です。保健や福祉、教育の専門資格をもつ職員が対応します。
小さな困りごととも気軽に相談してください。

さまざまな悩み・困りごとの相談に乗り、皆さんの子育てを応援します！

- 妊娠期**
- ・出産するか迷っている
 - ・誰にも相談できず困っている
 - ・初めての妊娠で不安がある



妊娠期

出産後

- ・赤ちゃんの世話が上手にできない
- ・おっぱいは足りているかな？
- ・授乳の仕方が分からない



子育て期

- ・子育てが辛い
- ・身近に助けてくれる人がいない
- ・イライラして子どもにあたってしまう



学齢期

- ・子どもの情緒が不安定
- ・言うことを聞いてくれないので、たたいてしまいそう
- ・学校に行かず、家でゲームばかりしている



若者期

- ・学校を辞めてしまい、家に引きこもっている
- ・昼夜逆転の生活で、外出をほとんどしない
- ・外出することを怖がっている



ひとり親

- ・当面の生活費で困っている
- ・離婚しようか悩んでいる
- ・養育費や面会交流についての情報が知りたい

DV
(配偶者間暴力)

- ・パートナーからの暴力で困っている
- ・パートナーが怖いときがある
- ・避難したいが何からしたらいいか分からない

問合せ 市こども未来課子育て応援係

報 告 情 報 広 告

内容が変更になることがあります。詳しくはお問い合わせください。

お知らせ

人吉市教育委員会
定例会を傍聴できます

定例会を開催します。希望する人は傍聴できます。
期日 4月24日(水)
時間 午前9時30分
場所 市役所4階委員会室1
問合せ 市学校教育課総務係

国民年金保険料が変わります

令和6年度の国民年金保険料は月額1万6980円です。納付期限は翌月末(金融機関が非営業日の場合は翌営業日)です。納付方法など詳しくはお問い合わせください
問合せ 八代年金事務所(☎0965・35・6123)、市市民課国保年金係

特別児童扶養手当を支給します

特別児童扶養手当は、次の要件に当てはまる児童を養育している父か母、または父母に代わって児童を養育している人に支給します。
【支給対象児童】
20歳未満で精神または身体に中度以上の障がいがある児童。ただし、障がいを理由に年金を受給する児童や、児童福祉施設などに入所している児童は対象になりません。
【手当額】
1級 月額5万5350円
2級 月額3万6860円
※所得制限があります。
問合せ 市福祉課障がい者支援係

ご存じですか？ 障害者手当制度

常時介護が必要な最重度の在宅障がい者に対して、次の制度があります。
【20歳以上】
特別障害者手当
 月額2万8840円
 身体障害者福祉法などに定める施設に入所している人、病院または診療所に3カ月を超えて入院している人には支給されません。
【20歳未満】
障害児福祉手当
 月額1万5690円
 ※障がいを理由に年金を受給する人、児童福祉法などに定める施設に入所している人には支給されません。
最重度の人とは
 重度の肢体不自由や精神障がいのため、絶対安静が継続したり、日常生活がほとんどできなかったりと日常生活が著しく制限される人などです。
※所得制限があります。
問合せ 市福祉課障がい者支援係

後期高齢者医療は「きゅう・マッサー」申請受付中

後期高齢者医療のはり、きゅう・マッサー(1人12枚/年間)の申請を受け付けています。
対象者 後期高齢者医療保険制度に加入している人
持つてくるもの 本人の保険証、印鑑
問合せ 市高齢者支援課元氣・長生き係

資産評価をご確認ください

令和6年度の固定資産土地・家屋価格等縦覧帳簿をご覧いただけます。資産をお持ちの人は資産の評価などをご確認ください。
閲覧期限 5月31日(金)(土・日曜、祝日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時15分(木曜は午後7時)
場所 市税務課資産税係(市役所1階3番窓口)
持つてくるもの
本人が来庁する場合 身分証明書(運転免許証、健康保険証など)
代理人が来庁する場合 委任状が自書した委任状と身分証

4月は20歳未満飲酒防止強調月間です

日本では「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」で20歳未満の人の飲酒が禁止されています。それは成長期にある体にとってアルコールが危険なものだからです。飲酒は、脳障害などの身体的影響、精神的成長や心理的発達の原因などの精神的影響、非行問題などの社会的影響があるといわれています。

違反した場合は、飲酒をした20歳未満の本人ではなく、親や、20歳未満の人が自ら飲酒することを知りながらお酒を販売・提供した販売業者等に対して罰金などが命じられます。飲酒と知ったときは放置せず、止めましょう。

問合せ 熊本国税局酒税課(☎096・354・6171)

